

小金井市高齢者いきいの部屋の 使用申請について（通年用）

日頃より、高齢者福祉の事業につきましてご協力いただき、ありがとうございます。
高齢者いきいの部屋は、高齢者の地域活動、教養の向上及び健康の増進により、高齢者福祉の推進を目的として設けています。以下の要領にてご利用いただけます。
なお、使用できる施設やご注意点は裏面のとおりです。

記

1 使用できる団体

- (1) 小金井市悠友クラブ（老人クラブ）
 - (2) 介護予防事業の一環として、小金井市又は地域包括支援センターの支援を受けて活動する団体（介護福祉課又は地域包括支援センターの了承済みであること）
 - (3) 主に小金井市内に住むおおむね60歳以上の会員で構成される定期的な活動を継続する団体（サークル活動などで、常時おおむね10人以上で活動するようにしてください。）
 - (4) その他市長が特に認める団体
- ※ 使用希望が重複した場合、上記の記載順に優先とし、なお重複の場合は抽選とします。
- ※ 上記にかかわらず、市の事業で高齢者いきいの部屋を優先して使用する場合があります。

2 提出書類 小金井市高齢者いきいの部屋使用申請書、使用希望日程表

3 年度途中でのお申込みは、空き状況により決定し、4～5ヶ月後からの使用開始となります。次年度の募集は、秋ごろに市報に掲載予定です。

4 提出先（郵送又は窓口へ）

〒184-8504 小金井市本町6-6-3

小金井市 福祉保健部 介護福祉課 高齢福祉係あて

5 問合せ先 小金井市 福祉保健部 介護福祉課 高齢福祉係

電話 042-387-9843（直通）

開庁日時等 月曜から金曜まで祝日を除く、8:30～17:00

高齢者いきいの部屋のある施設

名称	休館日	備考
婦人会館	第2・4月曜日	比較的空いています。
上ノ原会館	第2・4月曜日	あまり空いていません。
前原町西之台会館	第2・4水曜日	あまり空いていません。
桜町上水会館	第2・4水曜日	比較的空いています。

※ 各施設とも休館日を除く 9：00～17：00 のうち1時間単位での使用とします。必要な時間のみ申請してください（準備と片付けの時間を含む）。

※ 希望重複の際は、介護福祉課の担当者から電話にて相談する場合があります。たくさんの方が利用できるよう、ご協力ください。

※ 上記の他に年末年始も休館します。休館日の詳細等は、直接、施設にご確認ください。

※ 東町集会所は、老人クラブのみの利用となります。